

身体拘束等適正化に関する指針

社会福祉法人 啓仁会 天草更生園

身体拘束等適正化に関する指針

社会福祉法人 啓仁会 天草更生園

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、尊厳ある生活を阻むものである。当施設においては、尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束適正化に向けた正しい知識と意識を持ち、サービスの提供に努めるものとする。

(1) 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例より

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないサービスの提供をすることが原則です。しかしながら、以下3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 身体拘束等適正化に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

身体拘束等適正化委員会等を中心に十分に検討を行い、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行うものとする。

(3) 記録について

身体拘束を行った場合は、その説明同意に係わる書類及び経過に記した記録の整備を行う。

3. 身体拘束等適正化の対象となる具体的な行為

- (1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

4. 身体拘束等適正化委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

当施設では身体拘束等適正化に向けて身体拘束等適正化委員会を設置する。

身体拘束等適正化委員会は、人権擁護虐待防止委員により構成し、定期的必要に応じて検討を行うこととする。

① 設置目的

施設内での身体拘束等適正化に向けての現状把握及び改善についての検討

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

身体拘束を実施した場合の解除の検討

身体拘束等適正化に関する職員全体への周知

② 身体拘束等適正化委員会の構成

管理者（委員長）

身体拘束等適正化委員（人権擁護虐待防止委員会兼任）

管理者は責任者及び委員を任命することができる。

③ 身体拘束等適正化委員会及び職員研修会の開催

委員会は、委員長が召集し、議論すべき事項は、委員にあらかじめ通知する。

委員会は、検討事例に対しては3か月に1回の定例開催及び委員長の判断による臨時会を開催する。

5. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束防止と人権を尊重したケアの励行について職員教育を行います。

① 定期的な教育・研修（年1回）の実施

② 新任者に対する身体拘束適正化研修の実施

③ その他必要な教育・研修の実施

6. 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

(1) 身体拘束等を行う場合には、次章の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行うこと

(2) 施設内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体拘束等を目撃した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで虐待防止委員へ報告を行うこと。当該報告を受けた虐待防止委員は、身体拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努めること。身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きに則り、報告を行うこと。

7. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

(1) 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

① 身体拘束等適正化委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束等適正化委員会を中心として、各関係職員が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に切迫性・非代替性・一時性の3要素すべてを満たしているかどうかについて検討・確認します。要件を確認した上で、身体拘束を行うことを選

択した場合は拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。また、防止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行っている内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施します。

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録します。また当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討していきます。記録は5年間保存し、要望があれば提示できるものとします。

④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者、家族に報告します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は書面として備えおき、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。

当施設では、電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとします。

9. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

本施設内における研修以外にも地域の他法人、施設等とも協調し、研修会を開催する等により、互いに研鑽を深め、身体拘束等の適正化が地域において、より深まっていくよう努めます。

附 則

この規定は、2018年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、2022年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、2023年 4 月 1 日から施行する。